

1 令和 8 年度の取り組み（案）について

令和 7 年度の取り組みに引き続き、令和 8 年度も以下の 2 点を目的に各種取組を実施する方針。

- ・子どもが、ヤングケアラーについての理解を深め、自分や友達の置かれている環境に気づき、困っていることを自ら発信できる力を養う。
- ・日々子どもたちと接してる身近な大人への周知・啓発を行い、早期発見、支援につなげる。

(1) ヤングケアラー支援の取組

- ① 相談窓口対応
 - ・ 電話、来所、メール
- ② 周知・啓発
 - ・ ポスターやチラシの配布
- ③ 市内各学校の実態把握調査
- ④ 岩見沢市特別育児支援ヘルパー事業
- ⑤ 講座・研修会の開催
 - ・ 児童、生徒対象の講座
 - ・ 関係機関対象の研修会

(2) 把握ケースの支援方法の検討

- ① 関係機関との連携
- ② 要対協での個別検討の実施

2 専門部会の今後のあり方について

本専門部会は、ヤングケアラーに関する支援手法等の検討を目的に令和 4 年度に設置し、議論を開始。

あこれまでの専門部会において、「支援体制の整備・充実」、「認知度を高めるための周知・啓発」、「周囲の大人だけでなく、子ども自ら困りごとを発信できる取組」の大きく 3 つに視点を置き、「ヤングケアラー支援は家族支援」という考え方のもと取組を推進。

支援の視点	支援の状況
支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども家庭センター（母子保健及び児童福祉の一体的機能）の整備 ・ 要対協の支援対象としてヤングケアラーを明確化し、特別育児支援ヘルパーによる支援が可能となるよう拡充 ・ ヤングケアラーコーディネーターとして家庭相談員を 1 名増員 ・ 市内小中高等学校に対し、実態把握調査の実施
認知度を高めるための周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報いわみざわの特集記事の掲載や市ホームページによる周知 ・ 関係機関対象の研修会の実施
周囲の大人だけでなく、子ども自ら困りごとを発信できる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒向けヤングケアラー講座の実施 ・ 子ども家庭センター web 相談フォームにて、ヤングケアラー相談の受付開始

上記の取組を今後も継続・拡充していくことが重要である一方、本専門部会当初の設置目的であるヤングケアラーに関する支援手法の検討については一定の成果を得たと考える。そのため、**令和 8 年度の本専門部会の開催をもって、恒常的に審議を行う形での開催は終了することとしたい。**

なお、必要に応じた事業実施報告のほか、国の動向や市における新たな課題などの審議すべき事案が生じた場合は、子ども・子育て会議または改めて専門部会を設置のうえ、お諮りすることとしたい。